

西条市地域公共交通計画策定支援業務委託契約に係る
個人情報の取扱いに関する特記仕様書

1 善良なる管理者の注意義務

受託者は、本契約に関連し、西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）、仮名加工情報（個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。）及び匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。）（以下これらを「本件個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 収集の制限

受託者は、本契約に関連し、本件個人情報等を収集する必要があるときは、適正かつ公正な手段によりこれを収集しなければならない。

3 適正な管理

(1) 受託者は、個人情報等を取り扱う業務（以下「個人情報等取扱業務」という。）に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の本件個人情報等の適切な管理のため次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

ア 個人情報等取扱業務の責任者を選任する等、本件個人情報等の管理体制を整備すること。

イ 本件個人情報等の取扱いを管理する台帳を整備すること。

ウ 本件個人情報等を記録した紙、パソコン及び電磁的記録媒体は施錠できるキャビネット等に保管すること。

エ コンピュータを使用する場合は、パスワードの使用等セキュリティー対策を講ずること。

オ 個人情報等取扱業務は、契約書において協議会が指定する場所以外で行わないこと。また、本件個人情報等を当該指定する場所から持ち出さないこと。ただし、書面により事前に委託者の承認を受けたときは、この限りでない。

カ 従業者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。

(2) 受託者は、本契約締結後、遅滞なく情報管理体制等について、書面により協議会に届け出なければならない。

(3) 受託者は、本件個人情報等の入力、閲覧及び出力をすることができる作業担当者及びコンピュータ端末を限定しなければならない。

(4) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、個人情報等

取扱業務の内容、本件個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じなければならない。

4 本件個人情報等の利用及び第三者への提供等

受託者は、本件個人情報等を協議会が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）以外の目的で利用してはならない。また、受託者は、本件個人情報等を第三者へ提供し、又は漏えい等してはならない。個人情報等取扱業務が終了し、又は本契約が解除された後においても、同様とする。

5 再委託

- (1) 受託者は、個人情報等取扱業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に再委託する場合、事前に協議会の承認を得るとともに、本特記仕様書に定める協議会が受託者に求める本件個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者にも講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以降の委託を行う場合についても同様とする。
- (2) 受託者は、前号の承認を受けようとする場合には、書面により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を協議会にしなければならない。この場合において、協議会は、承認をする場合には、条件を付することができる。

6 派遣労働者の本件個人情報等の取扱い

受託者は、本契約に関連し、個人情報等取扱業務を派遣労働者によって行わせる場合は、協議会が受託者に求める本件個人情報等の適切な管理ができるよう、労働者派遣契約書に本件個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

7 複写及び複製の禁止

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。ただし、書面により事前に協議会の承認を受けた場合は、この限りでない。

8 本件個人情報等の管理状況についての検査

- (1) 受託者は、役員及び従業員に対する監督及び教育並びに契約内容の遵守状況等の本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。
- (2) 協議会は、特に必要と認める場合には、受託者に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は協議会事務局員に受託者の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

9 資料等の返還

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等を業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、協議会が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等の返還等をしたときは、その状況

を書面により協議会に報告しなければならない。

1 0 違反した場合における契約解除の措置等

- (1) 協議会は、受託者が正当な理由なく本特記仕様書の条項の全部又は一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 協議会は、受託者が正当な理由なく本特記仕様書の条項の全部又は一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、受託者に対し損害賠償を請求することができるものとする。

1 1 事故報告

受託者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに協議会に報告し、その指示に従わなければならない。

1 2 法令等の遵守

受託者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令を遵守し、個人情報等取扱業務を適正に履行しなければならない。